

ユーカリが丘一丁目自治会ホームページ運営要領

平成 19 年 3 月 3 日
ユーカリが丘一丁目自治会

この要領は、「ユーカリが丘一丁目自治会ホームページ」（以下「ホームページ」という）を適正かつ円滑に作成・運営することを目的として必要な事項を定める。

（注：会則にあるとおり役員とは役員及びブロック長を指す）

1. ホームページの目的

ホームページは自治会から会員への、また会員から自治会への情報伝達のひとつの方法として開設し、ホームページを介して自治会と会員及び会員相互のコミュニケーションの増進を図ると共に、会員が自治会活動に関心を持ち、自治会が会員にとって身近な存在となることを目的とする。

2. ホームページの作成・管理

- 1) 自治会役員会にホームページ作成・運営部会として、自治会担当役員、ユーカリが丘みずき会各部会担当者、公募による一般会員から構成される「自治会ホームページ作成運営部会」（以下「部会」という）を設置し、部会が自治会役員会の委任を受けてホームページの作成・運営に携わる。
- 2) 部会は1. に掲げる目的及び一丁目自治会ホームページコンセプトを十分理解した上でホームページを作成するものであり、ホームページの作成・運営は部会が主体的に行う。
- 3) 本運営要領はホームページ（ホームページ部会のページにリンクするページ）に掲載し、ホームページ担当者は常に本運営用要領に則り作成運営するものとする。

3. 自治会役員会の責務

- 1) 部会は責任を持って主体的にホームページを作成・運営するものであるが、ホームページに関する対外的な窓口は自治会とする。
- 2) ホームページは部会が主体となって作成運営し、自治会は部会の主体性を尊重しホームページ作成・運営に必要な協力をする。

ただし、自治会役員会は対外的にホームページの掲載内容を検討する必要があると認める時は、部会と共同で掲載内容について検討する。この検討は、定例役員会、臨時役員会その他の方法により速やかに行う。

検討の結果、掲載内容がホームページの目的、個人情報保護等の点から不適切で

あると判断された場合は、自治会役員会及び部会の合意の元に当該掲載内容について修正、削除等の措置を行う。

なお、適・不適の判断は出席者の協議によるが、協議により決することができないときは出席者の多数決によるものとする。

- 3) 不適切と認められた掲載内容が、第三者からの投稿等である場合は、ホームページコンセプトに明記されている管理者権限を行使するものとする。

4. 自治会宛てメールの管理及び対応

- 1) 下記のメールアドレスを自治会専用とする。

yukari1@ace.ocn.ne.jp

- 2) 自治会専用アドレスは、集会所和室床の間に設置してあるパソコンに設定する。

当該パソコンは、パスワードにより起動するように設定し、自治会役員及び部会員のみに使用を制限する。

パスワードは、自治会役員あるいは部会員の交代があったとき、その他必要があるときは変更する。

- 3) 自治会宛てメールは、開封担当者（自治会、部会各 1 名）のパソコンに自動的に転送される。開封担当者は送信されたメールを速やかに自治会役員会に報告する。その際、送信者の個人情報の取扱については十分注意しなければならない。なお、メールの保存期間は3年とする。

開封及び報告の具体的な方法は、別途、自治会役員会と部会で協議し取り決める。

- 4) 上記3) の送信された意見等が自治会に関するものである場合は、その対応については定例役員会で協議する。ただし、緊急事項の場合は臨時役員会その他の方法により速やかに対応する。

協議の結果、回答を要する場合は、原則として送信者宛て自治会の名でメールをもって回答するものとする。なお、送信者がユーカーリが丘一丁目の住民であり且つ意見の内容がユーカーリが丘一丁目住民全員に関する場合には、回覧文書及びホームページをもって回答する。掲載内容の適正に関する事項の場合は、3. 自治会役員会の責務の要領に準じて検討する。

- 5) 上記3) の送信された意見等がみずき会に関するものである場合は、みずき会が対応する。なお、協議結果の回答の方法及び掲載内容の適正に関する意見の場合についての対応は、原則として自治会の処置に準ずるものとする。

- 6) 会員がホームページのメール機能を利用する場合の注意事項として、ホームページ上の適切な位置に以下の事項を明記しておく。

①匿名の意見は取り上げない。自治会会員であることを確認するために、意見等を提出する者は住所・氏名を明記すること。

②他人を誹謗中傷する意見は禁止する。